

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画の変更(案)

資料8

1. 本計画について

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき国が策定した総量削減基本方針(H28.9.30)に従い、瀬戸内海関係府県(13府県)が、瀬戸内海における水質の改善を図るため、化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量及びりん含有量の削減目標、削減の方途並びに必要な事項について定めるもの。昭和54年6月に第1次の基本方針が出され、昭和55年に第1次の総量削減計画を策定し、以降今回の変更が第8次となる。

2. 計画変更の経緯

国の総量削減基本方針が平成26年度実績をふまえ、平成28年9月に新たに策定されたことに伴い、奈良県計画を変更する。

総量削減基本方針 [国策定]

総量削減計画 [奈良県策定]

変更点1

- ◆各府県の削減目標量の見直し
 - ・化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量の削減目標量

- ◆奈良県の削減目標量(国の基本方針に従い県削減目標量を見直し)

単位: t/日

	化学的酸素要求量			窒素含有量			りん含有量		
	H31年度 目標	H26年度 目標	H26年度 実績	H31年度 目標	H26年度 目標	H26年度 実績	H31年度 目標	H26年度 目標	H26年度 実績
生活排水	8	10	9	4	5	5	0.5	0.5	0.5
産業排水	4	4	4	1	1	1	0.1	0.1	0.1
その他	2	2	2	5	5	5	0.2	0.2	0.2
計	14	16	15	10	11	11	0.8	0.8	0.8

【平成31年度削減目標量は平成26年度の実績をベースに、各種施策の実施による改善効果を考慮して算出】

変更点2

- ◆目標年度の見直し
 - ・平成31年度(前回計画の目標年度は平成26年度)

- ◆目標年度(国の基本方針で提示された目標年度)
 - ・平成31年度

変更点3

- 大阪湾を除く瀬戸内海で以下の取組を実施
 - ・地域における海域利用の実情を把握
 - ・湾・灘ごと、季節ごとの状況に応じた水質管理の検討・推進

本県は該当なし。

変更点4

- 沿岸部での水環境向上に関する以下の取組を実施
 - ・干潟・藻場の分布状況把握などの基礎情報整備
 - ・窪地について埋戻し等対策に努める
 - ・生物共生型護岸等の環境配慮型構造物の採用に努める

本県は該当なし。

体系の概要

赤字は変更箇所
緑字は追加箇所

- 削減の目標
 - (1)化学的酸素要求量について
 - (2)窒素含有量について
 - (3)りん含有量について

← 変更点1
- 目標年度

← 変更点2
- 汚濁負荷量の削減の方途
 - (1)生活排水処理施設について
 - (2)事業場の汚濁負荷削減対策
 - (3)農業、畜産業、養殖業における施策
 - (4)湾・灘ごとの水質管理の推進
 - (5)情報発信、普及・啓発

← 変更点3
- その他汚濁負荷量の総量の削減及び水環境の改善に関し必要な事項
 - (1)干潟・藻場の保全、再生、創出
 - (2)藻類、貝類の養殖等推進、水生生物の安定的な漁獲推進
 - (3)浚渫、覆砂等の底質改善対策
 - (4)窪地の埋戻し
 - (5)護岸工事における生物共生型護岸等の採用
 - (6)上記対策における地域の多様な主体の連携の推進
 - (7)その他必要な施策の実施

← 変更点4

- 削減の目標 (目標年度)
 - (1)化学的酸素要求量について
 - (2)窒素含有量について
 - (3)りん含有量について

← 変更点2

← 変更点1
- 削減目標量の達成のための方途
 - (1)生活系排水対策
 - ア 下水道の整備等
 - イ その他の生活排水処理施設の整備
 - ウ し尿・污泥処理施設の整備
 - エ 一般家庭における啓発等
 - (2)産業系排水対策
 - ア 総量規制基準の設定
 - イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策
 - (3)その他の汚濁発生源に係る対策
 - ア 農地からの負荷削減対策
 - イ 畜産排水対策
 - ウ 養殖漁場からの負荷削減対策
- その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項
 - ア 河川環境の改善
 - イ 監視体制の整備
 - ウ 教育、啓発等
 - エ 調査研究の推進
 - オ 中小企業等への助成措置等

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（案）の概要

1. 本計画について

この計画は、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき国が策定した総量削減基本方針に従い、瀬戸内海関係府県（13府県）が、瀬戸内海における水質の改善を図るため、化学的酸素要求量（COD）、窒素含有量及びりん含有量の削減目標、削減の方途並びに必要な事項について定めるもの

2. 本計画の概要

1. 削減の目標

- ◆目標年度：平成31年度
- ◆削減目標量：化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量

単位：t/日

	化学的酸素要求量	窒素含有量	りん含有量
生活排水	8（9）	4（5）	0.5（0.5）
産業排水	4（4）	1（1）	0.1（0.1）
その他	2（2）	5（5）	0.2（0.2）
計	14（15）	10（11）	0.8（0.8）

※（）内は平成26年度における実績値

2. 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活系排水対策

ア 下水道の整備等

単位：千人

年度	指定地域内行政人口	指定地域内処理人口
31	1,305	1085 (うち高度処理人口524)
(参考) 26	1,346	1071 (うち高度処理人口517)

- ◆下水道終末処理場における維持管理の徹底等
- ◆窒素及びりんの高度処理の導入推進

イ その他の生活排水処理施設の整備

- ◆地域の実情に応じた浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントの整備促進
- ◆浄化槽の維持管理等の適正化を促進

ウ し尿・汚泥処理施設の整備

- ◆処理施設の維持管理徹底及び高度処理導入促進

エ 一般家庭における啓発等

- ◆市町村と連携・協働し、家庭でできる生活排水対策について普及啓発を実施

(2) 産業系排水対策

ア 総量規制基準の設定

- ◆指定地域内事業場における排水水質の実態や処理技術の水準、削減措置等を勘案し、適正な総量規制基準を設定
- ◆立入検査、水質検査等の実施により、基準の遵守徹底を促進
- ◆新・増設施設はより高度な技術の導入が可能のため、より厳しい総量規制基準を設定
- ◆業種その他の区分ごとに、国が設定した濃度範囲で、県が化学的酸素要求量等の濃度を設定

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

- ◆県条例により排水規制対象となる事業場に対しては、立入検査、水質検査等を行い汚濁負荷量等の削減指導等を実施
- ◆日平均排水量 50 m³未満の事業場については、適正な排水処理について啓発等を実施
- ◆排水規制の適用を受けない事業場については、排水水の特性等の実態把握に努め、必要な措置をとるよう指導等を実施

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

ア 農地からの負荷削減対策

- ◆エコファーマーの認定促進、農業環境規範の普及、有機農業への参入促進、環境保全型農業の推進

イ 畜産排水対策

- ◆家畜排せつ物処理施設の性能向上を目指した整備、指導體制の整備等を推進
- ◆耕畜連携の強化により、堆肥の広域利用や家畜排せつ物のエネルギー利用等の処理高度化を促進

ウ 養殖漁場からの負荷削減対策

- ◆給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼料の使用促進等養殖漁場の環境管理適正化を推進

3. その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

ア 河川環境の改善

- ◆汚泥の除去のためのしゅんせつ等を実施
- ◆河川直接浄化施設等の運用

イ 監視体制の整備

- ◆公共用水域の水質監視、指定地域内事業場に対する立入検査の実施、その他の発生源に対する指導等を実施

ウ 教育、啓発等

- ◆総量削減の趣旨及び内容について、自治体の広報紙やホームページ等で周知
- ◆事業者に対して、本計画の趣旨及び内容を周知徹底
- ◆県民に対して、家庭でできる生活排水対策の実践等の啓発
- ◆児童及び生徒に対して、学校教育の中で水質保全意識の普及啓発

エ 調査研究の推進

- ◆本計画の目標達成のために必要な調査研究の推進

オ 中小企業等への助成措置等

- ◆排水処理施設の設置や改善等に対する技術指導、水質汚濁防止施設の整備促進